

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0922 秋田市旭北栄町1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

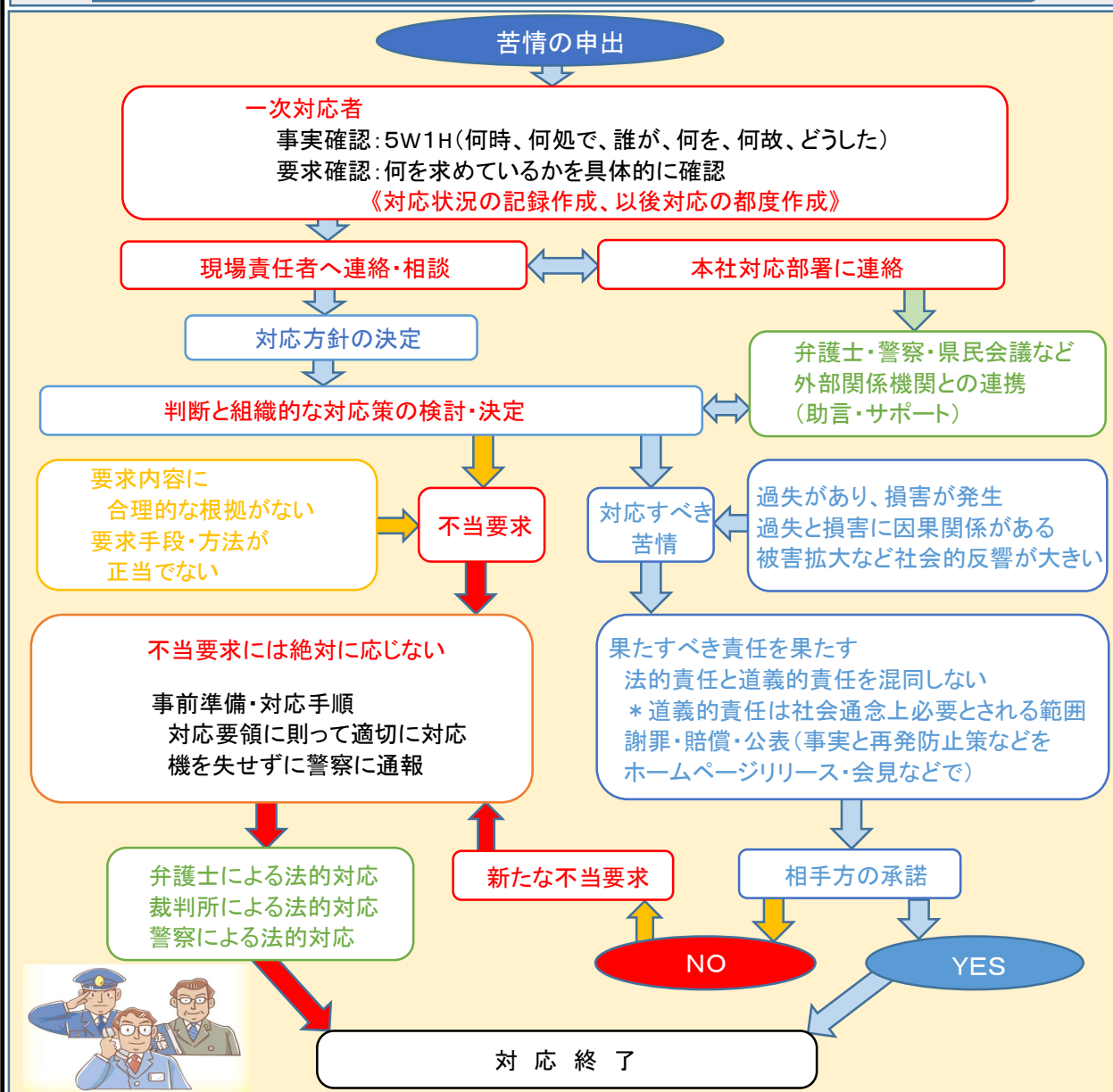
当「Joho」においても、昨年10月に服役中だった六代目山口組若頭が出所したことで対立抗争の激化が懸念されるといってお知らせしましたが、その後、刃物、銃器を使用した殺傷事件が続発しており、山口組が分裂した平成27年8月以降今年1月6日までの間に121件の抗争事件が発生し9人が死亡しているとのことです。

全国警察では、六代目山口組と神戸山口組に対して、組事務所への立入規制や5人以上の組員があつまることが禁止される「特定抗争指定暴力団」に指定して取締りを進めております。秋田県内にも両団体の配下団体が存在していることから、暴力団壊滅のため皆様には県民会議に対する変わらぬご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年5月号から先月号まで、不当要求への対策の基本をQ&A形式でご紹介してきました。

まとめとして、苦情の申出を受けてから対応を終了するまでの流れをフローチャートとしてご紹介します。

不当要求対応フローチャート(モデル例)



賛助会員各位

機関紙「Joho 2月号 No.205」の一部訂正について

巻頭コメント2行目

誤 ……山口組が分裂した平成15年……

正 ……山口組が分裂した平成27年……

ですので、お詫びして訂正いたします。

誠に申し訳ありませんでした。

よろしくお願いいたします。

令和2年3月17日
専務理事 小森 和彦

賛助会員各位

晩冬の候、賛助会員の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

皆様には、平素から県民会議の事業運営に関しまして深いご理解と多大なご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、機関紙「Joho」令和2年2月号を別添のとおり配信しましたのでご確認ください。

今月号では、これまでご紹介した「不当要求への対策の基本Q&A」のまとめとして、苦情を受けた際の「不当要求対応フローチャート(モデル例)」をご紹介します。

来月号では、同じく、これまでのまとめとして、実際の不当要求への対応事例を何点かご紹介したいと考えております。

引き続き、皆様方のご理解、ご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、
県民会議事務所の移転予定について
ご連絡いたします。

私ども県民会議の事務所は、秋田市山王十字路近くの「秋田県社会福祉会館4階」にあります。今年3月末日を目処に

秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部内
に移転する予定であります。

場所的には、
警察本部に向かって右側の第二庁舎1階右奥(トミヤ文具店側)
になります。

移転した際には改めてお知らせしたいと考えておりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議
(秋田県暴力追放運動推進センター)
専務理事 小森和彦
〒010-0951 秋田市旭北栄町1番-5号
Tel(018) 824-8989 Fax(018) 824-8990
E-mail : boutsui@amber.plala.or.jp
